

第117回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和3年10月6日（水）

Web会議及び大阪府咲洲庁舎23階中会議室

（開会 午後2時00分）

○司会 ただいまから、第117回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWeb会議での開催とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、円滑な審議に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は委員8名のうち7名が御出席です。大阪府大規模小売店舗立地審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日の審議会では、議題（1）としまして、今年3月に届出されました「（仮称）ドラッグコスモス太子店」、「（仮称）ジョーシン新高石店」、「（仮称）羽曳野市西浦複合商業施設計画」、今年4月に届出されました「（仮称）東大阪市神田町計画」の4案件につきまして御審議いただきます。

議題（2）は、軽微な事項2件の報告を予定しております。

では、本日の資料を確認させていただきます。

本日の次第でございます。次に、配席表でございます。資料1として、「（仮称）ドラッグコスモス太子店」でございます。資料2として、「（仮称）ジョーシン新高石店」でございます。資料3としまして、「（仮称）羽曳野市西浦複合商業施設計画」でございます。資料4としまして、「（仮称）東大阪市神田町計画」でございます。

本日の傍聴者は7名です。うち、市町村職員の方が6名お越しいただいております。

傍聴者の方は、お渡ししました本審議会の傍聴要領を遵守いただきますよう、願います。傍聴要領をお守りいただけない場合は、退場いただくこともございます。

それでは、以降の議事進行につきまして、社会長、よろしくお願いいたします。

○社会長 委員の皆様方には、何かとお忙しい中、本日の審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議案は、大規模小売店舗立地法に基づき届出のありました新設4件について、既に知事から諮問をいただいているものでございます。

次第に沿って進めてまいりたいと思います。

議題（1）の大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について、「（仮称）ドラッグコ

スモス太子店」に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 審議会案件①「(仮称) ドラッグコスモス太子店」について説明。

○社会長 ありがとうございます。

本件について、各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思いますが、御欠席の委員から御意見等はございましたでしょうか。

○事務局 特段の意見はいただいておりません。

○社会長 分かりました。

それでは、委員の皆様よろしく申し上げます。

○井ノ口委員 来店経路の設定に関して届出書に記載された経路ではかなり大回りの経路になるので事前に十分な周知が必要と思われるのですが、チラシのみで十分でしょうか。

○事務局 警察との協議で前面道路の入口、出口を分けることとなったため、少し大回りになりますがチラシなどで周知する予定です。

設置者に、オープン時だけではなく、事前の周知方法を検討いただくように、口頭で申し伝えします。

○井ノ口委員 お願いします。

○田中委員 店舗の室外機の配置を教えてください。

○事務局 騒音予測の報告書の図4をご覧ください。

○田中委員 図4を確認しますと、室外機の配置が西側にありますが、畑の農作物への影響はないでしょうか。

○事務局 室外機の配置について、騒音の観点から東側の住居の反対側である西側に設置する計画であり、本件はドラッグストアであることから排気の問題はないと思われま

○田中委員 わかりました。

○社会長 それでは、各委員の皆様からいろいろ御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、この案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○社会長 分かりました。ありがとうございます。

留意事項につきましては、案のとおり設置者に伝えていくことが適当であるということ
とで知事に答申したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「(仮称) ジョーシン新高石店」に関する届出の内容等について、事務局から御
説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件②「(仮称) ジョーシン新高石店」について説明。

○**社会長** ありがとうございました。

本件につきまして各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思いますが、御欠席の委
員から御意見等はございましたでしょうか。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** 分かりました。

それでは、委員の皆様よろしく申し上げます。

○**何委員** 高石市の意見を確認しますと、「地震や津波が発生した場合の避難場所として
の利用に協力して欲しい」とありますが、市道西取石313号線の傍に水路があります。津
波が発生した場合、この水路が増水して計画店舗に影響を及ぼす可能性はないのでし
ょうか。

○**事務局** 高石市としても計画地の状況を把握した上で避難場所として設定して欲しい
と意見していると思いますので、特に心配はないと考えております。

○**何委員** ハザードマップなどで確認されていますか。

○**事務局** 事務局では確認していませんが、高石市で確認していただいていると考
えてお
ります。

○**何委員** 分かりました。

○**小川委員** 今の質問ですが、計画地周辺において高い建物が無いので、計画地店舗を避
難場所として指定されたと思います。

○**社会長** ほかに御意見はございますか。

それでは、各委員の皆様からいろいろと御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺の生
活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としましては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意

見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「(仮称)羽曳野市西浦複合商業施設計画」に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 審議会案件③「(仮称)羽曳野市西浦複合商業施設計画」について説明。

○**社会長** ありがとうございました。

本件につきまして各委員の皆様から御意見を伺いたいと思いますが、御欠席の委員から御意見等はございましたでしょうか。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** 分かりました。

それでは、皆様のほうから、本件につきまして御意見がありましたらよろしくお願ひします。

○**平栗委員** 市道西浦123号線を南進して来店する車両が出てくるのではないかという点が気になりました。特に夜間に営業している店舗があることから、夜間の通行車両についても、事務局の見解を教えてください。

○**事務局** 計画地の南側に別の大規模小売店舗が立地しており、その店舗が出店した際にも来退店車両が住宅地を通行する状況があったようです。近隣住民はそのことを心配しておりますので、来退店経路の周知を徹底すること、開店後住宅地を通行する状況が確認できれば交通整理員の配置する時間を検討すること、駐車場の出入口に住宅地を通行しないよう注意喚起の看板等を設置することを設置者に口頭で伝えたいと思います。

○**平栗委員** 分かりました。住宅地の通行が問題になると思いますので、できるだけ強めに口頭でお伝えいただくようお願いいたします。

○**事務局** 分かりました。

○**井ノ口委員** 質問が2点あります1点目は、来店経路に指定されている計画地南東からの川沿いの道路は歩道もなく比較的狭い道で安全対策が気になりました。

2点目は、計画地北側に支援学校がありますが騒音の予測値は基準以下ということですが、支援学校には配慮が必要な方がおられますので、本当に影響がないのかど気になりました。

○事務局 1点目の質問について、市道西浦123号線は幅員も狭く、歩道も整備されていないので安全面の配慮が必要だと思っております。住宅地を通過する来退店車両の抑制と併せて、歩行者の安全確保について注意喚起をするよう設置者に口頭で伝えたいと思います。

2点目の質問について、支援学校への配慮として設置者が支援学校を訪問し、生徒の特徴を把握していること、騒音の問題や苦情があった際にはしっかり対応することを確認しております。

○井ノ口委員 分かりました。

○渡辺委員 本件は3者が連名で設置者になっております。駐車場台数などから周辺への影響は大きくないようですが、住民から交通整理員の配置を要望させていることから、住民は安全面に関する懸念を感じているように推察します。

3者連名の届出であることから、駐車場内部やそれ以外についても、事故等が発生した場合の責任分担が明確になっているか気になります。

○事務局 責任分担について事務局では把握しておりませんが、事故等のトラブルに対する責任分担について3者で協議しておくよう、口頭で伝えたいと思います。

○渡辺委員 よろしくお願ひします。

○社会長 ほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、各委員の皆様からいろいろ御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○社会長 それでは、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「(仮称)東大阪市神田町計画」に関する届出内容等について、事務局から御説明をよろしくお願ひします。

○事務局 審議会案件④「(仮称)東大阪市神田町計画」について説明。

○社会長 ありがとうございます。

本件につきまして各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。御欠席の委

員から御意見等ございましたでしょうか。

○事務局 特段の意見はいただいておりません。

○社会長 分かりました。

それでは、この案件につきまして、各委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

○平栗委員 来退店経路について、計画地西側の出入口が出口専用ということが来店者に伝わっているのか、例えば国道170号の北側からの来店車両が交差点を左折することに気が付くか気になります。

神田町交差点よりも手前の交差点に看板を設置するなどの配慮が必要ではないでしょうか。

○事務局 計画地の北西角に来店する場合は左折を誘導する看板を設置し、北側の入口から来店していただくよう誘導すると確認しております。

○平栗委員 そこで明示されるということで、分かりました。

○社会長 それでは、各委員の皆様からいろいろ御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

また、留意事項につきましては、案のとおり、設置者に伝えていくことが適当であるということで知事に答申したいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」)

○社会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議題(2)軽微な事項の報告についてです。事務局から御報告をお願いします。

○事務局 大東市のポップタウン住道の駐輪場の位置及び収容台数の変更届出については、住民等からの意見もなく、府の事務調整会議においても意見を述べないことが適当とされております。また先日、事務局からの照会に対し、各委員からも特段の意見がございませんでした。この結果、本案件について、審議会から大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については述べないことが適当であるとの答申を受けたこと

を御報告します。

東大阪市のニトリモール東大阪の駐車場の出入口の位置の変更届出については、住民等からの意見もなく、府の事務調整会議においても意見を述べないことが適当とされております。また先日、事務局からの照会に対し、各委員からも特段の意見がございませんでした。この結果、本案件について、審議会から大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については述べないことが適当であるとの答申を受けたことを御報告します。

○社会長 これですべて予定していました審議は全て終了しました。知事に対する答申文案は、本日の審議内容を踏まえた上で作成し、知事に答申してまいります。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これで終了させていただきます。

(閉会 午後3時24分)